

いじめ防止基本方針

福井市中藤小学校

令和6年4月4日改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ということを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより児童が安心して生活し学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり互いに助け合う「心の教育」を推進し、実際に行動に移せる人を育てます。
- (2) 本校は、「どんなことがあってもいじめを行わない」「いじめを認識しながらこれを放置しない」ことや、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、すべての児童が十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、家庭や地域、関係機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分の良さに気づき、自分を大切にできる態度を育てます。また、ほめられることで、自分が周りの人の役に立っていることに気づき、優しく人に接する態度が身につくことで、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解など、自分だけでなく他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊学習やボランティア活動等を通して児童相互の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

道徳の年間指導計画に基づき、児童一人一人が自己を見つめながら、考え、議論する中で、親切・思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校(先生)は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業を行います。また、学級を解いた学習や異学年合同学習を効果的に取り入れ、児童の学ぶ意欲を高めます。

○いじめの起きない学校風土・学級風土づくり

縦割り活動や交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

転入生も多いので、日々の言葉かけを丁寧に行い、保護者との連携を密にすることで、転入生本人がスムーズに学校生活に適應できるようにします。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○情報モラル教育の充実

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行うとともに、インターネット上のいじめの防止に努めます。また、保護者に対して家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

担任や学年所属の教員が中心となって、日々の児童の表情やしぐさをきめ細かに観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○連絡帳の活用

児童が毎日まとめる連絡帳を活用し、学級担任と児童や保護者との意思疎通を密にし、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

児童を対象に、毎月の第1週にいじめアンケート(生徒指導部)を実施、10月2月には保護者も対象とし、いじめ等の早期発見、早期解決に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談や「いじめアンケート」を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

保護者を対象に、10月と2月にいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期対応に努めます。また、家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を図ることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめへの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。また、いじめの再発や他の児童への広がりがないように保護者とも連携しながらいじめの根絶に努めます。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家、警察や児童相談所、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも二つ以上の要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当機関とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

< 構成員 > 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、
教育相談担当、スクールカウンセラー等

< 活動 > ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報共有、連絡体制づくり
・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

< 構成員 > 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、保健主事
養護教諭、スクールカウンセラー等

< 活動 > ・当該いじめ事案の対応方針の決定
・個別面談による情報収集（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）と継続的な支援
・保護者や地域との連携
・スクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

中藤小いじめ対策委員会



